

農村問題と地域主義

誌名	農村生活研究 = Journal of the Rural Life Society of Japan
ISSN	05495202
巻/号	44
掲載ページ	p. 7-11
発行年月	1978年10月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



農村問題と地域主義

笹森 正

1 地域主義と農村

地域ということばが、ひとつのブームの様相をみせている。何故に地域概念がこのように注目されているのであろうか。それは、明治以降のわが国の資本主義の発展過程、すなわち、中央集権化＝近代化の図式が1960年代の高度成長経済により光の部分とともに影の面をも多く浮びあがらせ、いわゆる「環境と資源をめぐる症候群」¹⁾の露呈として現われ、それに対するひとつの修正をせまる諸々の現象がでてきているためであるといえよう。農業・農村をとりまく環境もまた大きな変容をとげた。そして、その諸相はさまざまであった。近代化の過程の特徴は、地域が持つ個性や多様性を捨象し画一化するところにあったといつてよいのではないだろうか。

では経済成長のピークをなした60年代の矛盾、とくに、農村をめぐる「症候群」とはどのようなものであったのだろうか。

一つには、人口の移動によって、農村山村における過疎化現象と都市では過密という社会問題があらわれ、既成の地域構造がゆらぎだしたことである。農・山村にあっては、永々と存続維持されてきた村落社会が危機に瀕している。具体的には、集落保持機能がゆらぎ老人問題や医療問題、さらには、顕在的、潜在的資源の有効利用を阻害する働きとして出てきている。二つには、地力問題である。農地＝土壌において展開される人間（家畜）と自然との間の物質循環過程が分断され、化学肥料や農業による土地の硬直化がすすみ農作物および人間に悪影響を与えていることである。三つには、米作やミカン作にみられるように、全国一律、画一的な上意下達式の農業政策に対する農民の不信感やその限界がみえてきていることをあげておきたい。食糧自給率の低下がエネルギー危機とともに深刻化したのは、71年のニクソン・ショックを契機としているが、それは、重化学工業を基軸とする経済成長がたえざる技術革新による製品の輸出と農産物の輸入という奇型化した国際分業体制に反省をせまりつつある。

すなわち、中央集権的経済体制へのアンチテーゼとして農業・農村の存在意義を不可逆なかけがえのない自然

環境の保持などを含む活動、空間と抱え、①エコシステム、②本源的な人間の生命維持のための食糧生産の場、③農民が定住する空間、といった市場のための生産だけで処理できない広義の価値を要請するようになってきた。今日、農村は積極的な自己主張の機会を与えられている。それは第一次産業という生命系を軸とした産業構造の転換をせまる²⁾ものであり、また、農業の論理は工業の論理と本質的に異なるということを示唆している。換言するならば、工業優先の論理構造から「地域という場において農業（農村……筆者）の自然循環、生態系のシステム」の導入³⁾によって「それにもとづく農業を現代産業の基礎部門として位置づけながら新しい産業社会を構想」⁴⁾するということにつながってくるのではないだろうか。われわれは資本の論理になれすぎていたのである。

玉野井は、第一次産業の復位をいい、地域主義、地域分権の構築こそ中央集権的、一点中心型の行政および経済機構のもたらしてきた矛盾に修正をせまるものだとしている。ではこの地域主義、地域分権とは何か。それは「一定地域の住民が風土的個性を背景に、その地域の共同体にたいして一体感をもち、みずからの政治的行政的自律性と文化的独立性を追求すること」⁵⁾であるとする。フランス、ドイツといった西欧の政治経済的風土を念頭に入れてのことであると思われる。

ところで「地域」とは、ある一定のひろがりや領域を持つ空間ではないか。私のみるところ限定されたひろがりや領域についてはふれられていないようである。むしろ「農業、林業、牧畜というものをワンセットにして、それを各地域に育てていくという」⁶⁾ようにより広域にそして柔軟な見方をしている。しかし、どうであろうか。混住化とか地域構造の空洞化といわれている現状にあって、この地域を再編するとき、むしろ基底にはっきりとした核（コア）となるべき領域をどこに求めるのかといったことが重要となってくるのではないか。まして、農業・農村とのかかわりで地域を考えると、一定の枠組みというか限定性とかを必要とする。ある種の農業生産を行なう際の「統一的な思考と行動のおよぶ範囲」をもった「地理的（地域）、社会的（集団）空間」とす

る視点⁷⁾は、地域のもつひろがりや領域をある程度明確化しており、議論をすすめるうえで有効である。

2 地域農業をめぐる動向—部落(集落)を中心として—

地域のもつひろがりは一様ではなく、またあいまいさを否定できない、ということについてはふれた。単に、ブームとしてだけではかたづけられない何かがあるようにも思われるし、さらには、部落とかムラといったかつての農本主義に通ずる共同体遺制をおおいかくすための概念として理解する論者⁸⁾もいる。

しかし、ここで主張したいことはそうではなしに、地域農業、地域農政の展開というとき、この地域主義の理念を取り入れること、しかも、その内発的発展のコアとなるものとしてやはり部落(集落)をまず第一にあげたいと思うのである。いうまでもなく、部落はそれ自身でかつてのように自己完結できる存在ではないことは認めねばならないであろう。だが、鈴木栄太郎が部落は、一箇の生命体であり、「精神である」⁹⁾と規定したように、また、山崎延吉が「村格」¹⁰⁾をみ、その向上なくして農村自治の発展はなしとしたように、部落はわが国において、平地村、農山村、山村をとわずたえずそこで機能してきたし、農業・農村の特性もそこにこそあったのではないだろうか。部落は崩れながらもつねに機能し内的生命を維持してきたように思える。だから次のような指摘、つまり「後進地域の農業近代化は、村落共同体の解体ではなしに、その活用を通じ」¹¹⁾ながら推進するという主張が出てくるのである。

だがそれは、個として、狭い面としては有効に機能するが、より広い面的ひろがり、具体的には資金の運用、機械や水、土地の高度利用ということからしても当然に不合理をまぬがれえないであろう。市町村レベルや郡レベルといったひろがりには、そこに機能的役割を担う。つまり、ここでは一応形式的に地域空間を部落レベル、市町村レベルそして郡レベルという類型化をしておきたいと思うのである。でも、その範囲は地域市場がもつ可能性や土地利用、機械利用体系などによってもちがってくるし、また、エコ・システムとしてみるとさらに複雑であって一面的なとらえ方はできない。私はそこで、地域のなかの最小単位としての地域、すなわち部落機能を生かし各々が重層的にかつ有機的連関性をもちうるような地域農業の展開は考えられないものかどうかと思っている。地域としての部落は、それぞれが個性をもち、そして相互规定的で不離の関係にあるべきだ。単純化するならばお互いは、ないものはいただき、余るものは与えてやらねばならない。「農業の論理に経済主義を包みこんだ地域主義」¹²⁾とは、地域のなかの最小単位としての部

落を生かすことによって、そして、輪が外縁的にひろがりながら地域農業をすすめることで可能となってくるのではないだろうか。

ところで、地域農業の問題をひるがえって考えてみる時、必ずしも今日だけのことではないことに気付くのである。例をあげれば、明治期の前田正名による町村是運動は、その座標軸の設定を縦軸には「地方産業振興運動」、横軸に「町村は運動」とった、いわば横へのひろがりをもった農村計画であり地域振興であった¹³⁾。また、石川理紀之介の適産調や昭和初期の農村更生運動にみられる自力更生、自給自足的な経済計画などはいずれも部落に国富の基礎をおき、そこに国力回復や地域再編の内発的発展の契機をみてとっていた。

ひとつの生命体であり、「精神」としての部落は、つねに生きつづけてきたし生きている。おそらく、部落は農村の危機が叫ばれば叫ばれるほど、そこから出発するという意味で「精神」なのであろう。そのことは、今日まで地下水のごとく流れつづけていると考えてよいように思われる。最近における数事例を紹介し、わが国における部落(集落)のもつ意義と地域農業とのかかわりについてふれておこう。

(a)地域農政特別対策事業は、農政のめだまとして52年度よりスタートした。それは、農業生産基盤の整備等により農業生産力を高め食糧自給率の向上を目標としている。そのための農用地の確保(農用地利用増進事業)や農業の担い手層の育成を重要課題としている。事業主体は自治体といわれているが、実質的には集落段階である。そこからの積みあげによって、土地利用の方向性や機械の導入および利用、さらには生産の組織化をはかり地域農業の再編をしようとする。地域のなかの最小単位としての部落に再編の契機をみて、事業の具体的な主体として評価している。

(b)つぎに、52年11月に閣議決定された第三次全国総合開発計画についてふれる。三全総においても、農村地域の計画は基礎単位としての部落(集落)にしている。旧全総(拠点開発方式)から新全総(大型プロジェクト方式)への過程は、多くの矛盾点を出し今日なお解決されぬところである。三全総は今後10年間の国土開発の方向性を打ちだしたものであるが、新しい理念として「定住圏構想」を提起し、それを基本的な開発方式にすえている。新しい地域社会=定住区を形成する中心には、基礎単位として生活概念、いわゆる農業集落(居住区)を置き、生活圏を確立しようとするものである。そこでは、伝統や風土に根ざした文化を守り、生活や生産の場の形成をはかり農業・農村の健全さ、安定性をとりもどそうと提案されている。

(c)昭和45年農林省は、農林業センサスに際し「農業集落調査」を行なった。その対象調査単位が部落であったことはよく知られているところである。ちなみに、「農業集落調査報告書」によれば、部落とは「自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係をかたちづけてきた農村における基礎的な単位地域」¹⁴⁾と明確に規定づけられている。

以上みてきたように、農林省や国土庁もまた部落(集落)の果してきた機能に注目せざるをえなくなり、かつ評価が変わり、そして今期待を寄せてきているように思えるのだがどうであろうか。このような農政の転調は、農林官僚であった東畑四郎の発言、部落や自治体に農政を期待するのは「農林省自体の自信喪失を市町村に転嫁したことにしかならない」¹⁵⁾ということからもうかがい知ることができるのではないか。農村をとりまく環境や農政の変化のはやさを思わずにはおれない。ここで、われわれはその変貌過程を直視し、そして反省に立ち、もう一度次のことばに耳をかたむけておこう。部落のもつ三つの機能——作物保全、領土(土地)保全、人間保全¹⁶⁾——を念頭に置きつつ、「共有財産としての土地の意味を再確認し、それを有効に活用し、それをみんなで有効に活用するためには、集落単位に土地利用の計画づくり」¹⁷⁾が必要であるとする主張にである。シュマッハ—は「小なるは美なり」(Small is Beautiful)という。

3 若干の事例

① 部落レベル

事例1 秋田県集落農場制：秋田県は47年度から集落農場制を実施している。それは、農業生産および生活の場としての農業集落を土台としつつ、資本装備を高度化し、生産の組織化をはかり稲作を最大限に省力化する。あわせて集落の実情にあった拡大作目を導入し経営の複合化をはかろうとするものである。すでに指定集落は1302(53年)となり県農政の中心にすえられている。各集落はさまざまなメニューづくりによって多様性、個性をもたせている。また拡大作目の導入は土地利用率高める。出稼ぎ防止などの波及効果もねらっている。

事例2 秩父郡横瀬村 芦ヶ久保地区「観光農場づくり」：部落ぐるみの観光農場づくりの例である。芦ヶ久保地区は、秩父郡横瀬町の一部をなす山村地域である。東京都や秩父市への距離がせばまり人口流出が激しくおこり、農地の潰廃がすすみ過疎現象になる。43年の鉄道開通を契機に西武鉄道との契約栽培を行なった。農民—農協—西武鉄道という三者間のイチゴ、ブドウ、プラム等の栽培協定を結びその生産物はすべて西武鉄道系に出

荷される。農地法の関係上から農民—農協の受委託ということになっているが、実際は農民と西武鉄道とのつながりである。鉄道資本のバック・アップによっているが、過疎化で疲弊した部落が観光農場によってみごとによみがえっている。今後の自立化が期待される。旧然と眠りつつけている資源に気づき、そして、農地をひらいていくことは一つのイノベーションである。

② 市町村レベル

事例3 村づくり運動が県、国を動かした例として有名な静岡県豊岡村の例¹⁹⁾をあげておきたい。45年に「農政確立への提言」、46年「農政の基本的理念」と下からの政策提言をし、実践してきた豊岡村は、「自立経営農家を対象とする指導を推進すると共に、自主的な研修を助長せしめる」ために「自立経営農家に対し、農政活動および農業経営の指導をはかりつつ、農地並びに未利用地の有効利用を促進する」として、「自立経営農業振興会運営要領」を発表している。中でも注目されるのは、「農地管理センター」設置と「あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例」(49年)であろう。太平洋ベルト地帯の一區に位置し、兼業機会の増大、45年の減反政策など農業の基盤がゆらぎだした。農業離れがすすんだ。農地法の制約からヤミ小作的利用があったけれども農地利用は低滞した。「農地管理センター」は、農地のあっせん業務をすることで受委託関係を明確にし、農地および未利用地を有効利用しようとするものである。その一例の酪農部会をみると「飼料を生産する組合は委託を受けて牧草をつくり、その80%を受託として受けとり、20%は委託者に返し、委託者はこれを自由に処分する」²⁰⁾というもの。あっせん業務は集落段階の話し合いでなされる。51年は50haを越えた。これは、農振法改正による農用地利用増進事業(50年)や「地域農政特別対策事業」(52年)創設というかたちで行政を動かした。

③ 郡レベル

事例4 神奈川県津久井郡：郡をあげての生活環境整備の例—クリーン・グリーン作戦—をあげておく(注)。神奈川県津久井郡は、津久井、城山、相模湖、藤野の四町からなる。51年度より、農業委員会、連合会、各農協、森林組合、そして消防署等が一体となり雑草除去運動によってクリーン化(生活環境の整備)を行ない、それをグリーン化(生産環境の整備)につなげていこうという政策である。ここでいうグリーン化とは、主として飼料作物の栽培により近郊酪農の振興に寄与させようとするものである。この作戦の特徴点を列記すれば、一つには、部落領域をこえることによって量的、質的な限界性を郡単位に広域化することで解消し、農協、農業委員会、消防署など多面的な側面から組織化されている。二

つには、「都市化＝混住化」のインパクトが優良農地までも荒廃化しつつあり、まず生活環境の整備をし、しかも、それを農業の発展に役立てようとしている。雑草の繁茂により火災の危険や周辺の耕作農地にまで悪影響を及ぼす。土地資源の活用という点からもマイナスであり、それを有効利用しようとするものである。三つには、不耕作者に雑草の繁茂に伴う費用負担をさせ、できないと作戦本部が刈りとり日当を請求する。混住化、都市化がすすむなかで、農家と非農家との対抗関係がより激しいものとなる。このグリーン・グリーン作戦は、両者の調整に積極的意義をもっているように思える。

4 地域主義と農村生活

農村生活は、農村という地域＝環境のなかで自己自身を農民として意識し、それと一体的な宿命性をもっている。基底には生産活動があつての生活である。つまり、農村生活のための生産ではあつても、生産なくして生活が考えられないように、両者は不離の関係にある。生産活動そのものが生活であり、その生活は生産につながっているといい替えることができよう。

今日農村がかかえている問題は、すでにのべたようにこの農業生産基盤がゆらいでいることにあり、農村生活の空洞化ということもそこに起因している。したがって、農業生産の土台の回復こそが農村生活建設の第一歩である。かつて、山形県の一山村を調査し部落座談会に加わり強く感じたことがあつた。それは、生活環境の整備に対する要求があまりにも多かつたことであつた。つまり、その問題の重要性は否定すべきところは全くないのであるが、耕作放棄による農地の潰廃などにみられるように、生産基盤の崩壊こそが農村生活をくずしている大きな要因となっていることを強調しておきたい。つまり、農村維持にとって最も基本となる生産基盤が脆弱化し、そして、反対に都会的住民の生活を求めるため土工などの農外に出る本来的に逆転した考え方が大部分を占めていたからである。多くの農民が、自分たちの定住する地域のよさに気づかず、また、変革のための努力をしないで、都市的生活様式の志向を近代的ということで求めていたのであつた。まづもって、このような意識の変革こそ求められねばならない。昭和50年度の『農業白書』をみると、「農村地域における生活環境の整備は、農業者をはじめとする多数の福祉の向上はもとより、次代の農業、農村を担う若い農業者や後継者の確保及び農業生産の中核的担い手の定着化をはかるうえでも必要」²¹⁾であるとして、農村地域の総合的整備にふれている。この主張の内容には疑問をはさむ余地はない。しかし、絵花的な議論ではなしに、むしろ逆に、農業生産

の土台をまづもって確固なものとしてこそはじめて農村の生活環境も醸成されるものとする。

その意味からも、玉野井らの生態系の一環として地域をとらえ、その個性、多様性を積極的に主張するいわゆる地域分権的な経済圏の確立は、農村のもつ特性に本質的に合致している。地域のなかの最小単位としての地域、すなわち部落がそれぞれの空間的個性を発揮し、この小さなひろがりを中心にまづ土地利用計画を設定し、ついで農村生活公準²²⁾をもおけ、それらを積みあげて周辺へ拡張していくようにすべきだと考える。つまり、「多様な一つ……一つの環が自主性と特色をもちながら鎖のようにつながつてできている組織体」ということである。それでこそ、地域主義にもとづいた地域農業の展開に通じるもので、農村の強さと同時に個性ある農村生活が築かれるものとする。

したがって、そのことからいえば、最近よくつかわれている混住化ということばは、農村の生産＝生活の空洞化をいい表わしたもので、私は安易なことばとしてしか評価できない。それは、すでにふれた農村のもつ特性をあいまいなものとする。それは、都市サイドからのことばであつて賛成しかねる概念である。農村生活の再建は、F・ファノンの「橋の思想」²⁴⁾にみるように、農民自身が主体的につくりだしていくべきことなのであつて、与えられるべきものであつてはならないのである。

□ □ □ □

終りにあたり、M・ピカートの「沈黙と農夫」の味わい深い一節をかかへて拙稿をおきたいと思う。「農夫の生活は、たとえば人間世界の空の穹窿における沈黙の星座のようである。……農夫の生活は、沈黙と形象の世界にうごめいている喧噪な人間たちとよりも、自然のさまざまな形象や内的生命の形象と一層緊密に結びついているのだ」²⁵⁾

引用文献

- 1) 玉野井芳郎『エコノミーとエコロジー』みすず書房、「序」参照
- 2) 玉野井「広義の経済学への道」中岡哲郎編『自然と人間のための経済学』所収、朝日選書、P.9、および玉野井『地域分権の思想』東経選書、P.75
- 3) 小野誠志編著『地域農業と自治体農政』明文書房、P.10
- 4) 坂本慶一「ブルードンの地域主義思想」『現代思想』1977年7月
- 5) 玉野井『分権』P.7
- 6) 同『分権』P.75
- 7) 渡辺兵力「地域農業の理解」『農業と経済』51年11月
- 8) 岩本由輝「地域主義の落とし穴」『経済セミナー』1977年2月
- 9) 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』未来社『著作集』P.107

- 10) 山崎延吉『農村自治の研究』農文協『明治大正農政経済名著集』P. 22, 498
 - 11) 綿谷起夫「農業構造の高度化と集落」, 小倉 武一編『日本農業を考える』家の光, P. 199
 - 12) 小野『前掲書』P. 11
 - 13) 前田正名, 前掲農文協『名著集』祖田修「解題」参照
 - 14) 農林省「農業集落調査報告書」P. 3
 - 15) 小林, 日井, 伊藤「市町村農政と農業集落」『日本の農業』28, 農政調査委員会, 第二部コメント参照
 - 16) 川本彰『日本農村の論理』龍溪書舎, P. 143
 - 17) 馬場昭稿の部分参照「集落農場化の動向と今後の課題」秋田県, なお, 金沢, 和田稿も参照のこと
 - 18) シューマッハー『人間復興の経済』祐学社
 - 19) 大久保毅『村づくりの原点』楽游書房, P. 52—66
 - 20) 大久保『前掲書』P. 66
 - 21) 『図説農業白書』農林統計協会, P. 161
 - 22) 今村奈良臣他「地域農業構造の変貌と農協」農林中金研究センター, センター資料 No. 4, P. 16
 - 23) 渡辺泰助「地域の可能性に向けて」『あおぎん』1977年, 11月, P. 30
 - 24) F・ファン『地に呪われたる者』みすず書房, P. 113
 - 25) M・ピカート『沈黙の世界』みすず書房, P. 141
- (注) 詳細は, 伊豫・笹森「荒廃農地の有効利用と生活環境整備」(農村生活研究, 創刊20周年記念号, 1977年10月)参照。なお, この小論をまとめるにあたり, 伊豫軍記先生のご教示によること大であった。末尾ながら感謝の意を表わしたい。
- (さきもり ただし・東京大学農学部)

『農村生活研究』執筆規定

1. 本誌の内容は農村生活に関するものとし, 原著(論文), 総説, 資料, 文献抄録等を収録する。
2. 原稿の取扱いは編集委員会に一任のこと。
3. 原稿は横書きとし, 新かなづかいによる平かな, 当用漢字を用い, 書体は楷書とする。
4. 学名, 外国語, (地名, 人名など)はアルファベットにて綴り, 特殊な和名, 欧文の音訳などは片かなを用いる。
5. 句読点, カッコなどには一面を与え, 明瞭に書くこと。
6. 原著(論文)は図, 表, 写真を含んで指定の原稿用紙(400字詰)30枚以内とし, 刷上りの6頁以内を限度とする。また図, 表, 写真は全部で4枚以内とする。
7. 原著の刷上りが6頁以上を超える場合, その超過分の実費は著者負担とする。
8. 資料は原稿用紙12枚以内とする。
9. 原稿は表題, 所属, 著者名(ふりがな), 本文, 引用文献の順に記載する。なお, 英文の表題, 所属, 著者名を付記する。
10. 引用文献は著者名, 雑誌(書名), 巻(号), 頁数, 正号の順に記す。
11. 図は, 白紙に黒インクでえがき, そのまま亜鉛凸版に製版できるようにすること。
12. 投稿希望者は予め, ハガキ又は口頭でその旨を編集委員会に申込みことにし, 原稿は受付け順に掲載するものとする。
13. 原稿は下記に書留便をもって送付すること。

〒114 東京都北区西ヶ原2-1-7 農業技術研究所 農村生活科内『農村生活研究』編集委員会